

(参考資料②)

スライド条項について (契約約款第 25 条)

価格変動が・・・

- 通常合理的な範囲内である場合には、請負契約であることからリスクは受注者が負担
- 通常合理的な範囲を超える場合には、受注者のみリスク負担は不適切

項 目		全体スライド (第 1～4 項)	単品スライド (第 5 項)
適用対象工事		工期が 12 か月を超える工事 (比較的大規模な工事)	すべての工事 (運用通達発出日時点で継続中の工事及び新規契約工事)
条項の趣旨		長期的の工事における通常 予見不可能な価格の変動に 対応する措置	特別な要因により主要な工 事材料の著しい価格の変動 に対応する措置 (単年度工事など全体スライドの 対象とならない工事にも適用でき る補完的措置)
請負額変更 の方法	対象	資材、労務単価等 (価格水準全般の変動)	鋼材類及び燃料油等 (特定の資材価格の急騰な変動)
	受注者 の負担	残工事費の 1. 5 %	対象工事費の 1. 0 % (ただし、全体スライドと併用の場 合、全体スライド適用期間における 負担はなし)